

---

(上記2点はお分かりになる範囲でお答えください。)

\*県の女性相談援助センター（事業概要があれば事前にお送りください。）

職員体制・組織→

予算→

相談体制→

一時保護（定員・設備・医療）→

事業内容→

\*女性相談員数→

配置先→

業務内容→

勤務条件→

### 3. 相談・一時保護体制－現状と課題－

1) 相談員の研修・スーパービジョンの有無と概要

→

2) 特別なニーズがある場合の相談対応の有無とその内容

→

3) ワンストップサービスの有無と概要

→

4) 一時保護委託先

→

5) 警察の体制及び警察との連携状況

→

### 4. 保護命令（21年度について、お分かりになる範囲でご回答ください）

1) \*保護命令申立・発令・却下・取り下げ件数

→

2) 保護命令申請中・発令後の被害者の安全確保

→

3) 保護命令申立支援・司法支援

→

4) 保護命令制度の問題点

→

### 5. 被害者の生活再建支援－現状と課題－

1) 児童相談所との連携状況

→

2) 同行支援の有無と内容、担当者（民間委託など）

→

3) ステップハウスの有無と運営形態（民間委託など）

→

4) 自立支援プログラム、子ども支援プログラムの有無と内容

→

11) 外国籍、精神的ダメージ、障害、高齢、十代など特別のニーズのあるケースでの支援

→

## 6. 就労支援－現状と課題

1) 県の就労支援事業（内容・主体）、県独自の就労支援事業

→

2) 就労支援実績と利用者の評価－職業経験の有無、資格技術の有無

→

3) 生保と就労支援との関係

→

4) 就職先－業種・職種・身分・賃金・勤務時間・職務内容

→

5) 困難事例とそれへの対応（結果）

→

## 7. DV 対策全般

### 1) 現段階における DV 対策の現状と課題、問題点とその要因

<どこまで、何が達成されたか。どこに困難があり、その要因は何か>

予防・相談・一時保護・生活再建・アフターケア・フォローアップ

関係機関との連携—警察、児童相談所、社会福祉、医療・保健、司法、教育

県と市町村、県と国との連携・協力

財政、法的・制度的問題

### 2) 行政と民間の連携・協力—現状と課題、今後の展望

### 3) 生活再建支援の方向性

ご協力ありがとうございました。

## 市における DV 政策関係質問項目

該当する項目についてご回答をお願いいたします。ご回答可能な範囲で結構です。

なお、\* 統計等は書面にて事前にお送りいただけますと（ファイル含む）大変助かります。

### 1. DV 政策の枠組み

\* 市の DV 基本計画・DV センター及び計画執行管理体制

→

\* 庁内の DV 対応体制・責任部署

→

\* 市及び庁内の連絡協議会組織（構成・審議内容・開催頻度）

→

\* 業務マニュアル

→

\* DV 対策独自の予算、関連予算額

→

\* 民間団体への財政補助・支援内容、一時保護委託件数

→

### 2. DV 被害の現状

\* DV 被害の現状（相談件数、一時保護件数）\_\_\_\_\_

うち、次の事項に該当あるいは重複被害事例の件数（相談・一時保護）

※お分かりになる範囲で結構です。

外国籍\_\_\_\_\_ 子ども同伴\_\_\_\_\_ 妊産婦\_\_\_\_\_ 単身\_\_\_\_\_

高齢\_\_\_\_\_ 性暴力（本人へ\_\_\_\_\_ ・ 子どもへ\_\_\_\_\_ ）

精神障害\_\_\_\_\_ 借金（本人\_\_\_\_\_ ・ 加害者\_\_\_\_\_ ）

アル中（本人\_\_\_\_\_ ・ 加害者\_\_\_\_\_ ） 薬物（本人\_\_\_\_\_ ・ 加害者\_\_\_\_\_ ）

暴力団（加害者\_\_\_\_\_ ） 人身売買\_\_\_\_\_ ホームレス\_\_\_\_\_

同伴児の問題\_\_\_\_\_ 同伴児への虐待（本人\_\_\_\_\_ ・ 加害者\_\_\_\_\_ ）

加害者の追跡\_\_\_\_\_

\* 広域対応

一時保護受け入れ件数（どこから）一県内\_\_\_\_\_ ・ 県外\_\_\_\_\_

一時保護依頼件数（どこへ）一県内\_\_\_\_\_ ・ 県外\_\_\_\_\_

\* 保護命令申立及び相談・書面提出件数（DV センターがある場合）\_\_\_\_\_

\* DV 関連犯罪発生件数（殺人、暴行、傷害、保護命令違反、ストーカー規制法違反）\_\_\_\_\_

(上記 2 点はお分かりになる範囲でご回答ください)

\* 市の配偶者暴力相談支援センター

職員体制・組織→

予算→

相談体制→

一時保護（定員）・設備・医療 )

事業内容（年次報告書）→

\* 女性相談員数→

配置先→

業務内容→

勤務条件→

### 3. 相談・一時保護体制－現状と課題－

1) 相談員の研修・スーパービジョン

→

2) 特別なニーズがある場合の相談対応

→

3) ワンストップサービス

→

4) 県の DV センターとの関係・連携

→

5) 警察の体制及び警察との連携

→

### 4. 保護命令（21 年度について、お分かりになる範囲でご回答ください）

1) \* 保護命令申立・発令・却下・取り下げ件数

→

2) 保護命令申請中・発令後の被害者の安全確保

→

3) 保護命令申立支援・司法支援

→

4) 保護命令制度の問題点

→

### 5. 被害者の生活再建支援－現状と課題－

1) 児童相談所との連携

→

2) 同行支援

→

3) ステップハウス

→

4) 自立支援プログラム、子ども支援プログラム

→

5) 外国籍、精神的ダメージ、障害、高齢、十代など特別のニーズのあるケースでの支援

→

## 6. 就労支援－現状と課題

1) 市の就労支援事業（内容・主体）および市独自の支援事業

→

2) 就労支援実績と利用者の評価－職業経験の有無、資格技術の有無

→

3) 市母子家庭就労自立支援センターの事業内容・実績・課題

→

4) 生保と就労支援の関係

→

5) 就職先－業種・職種・身分・賃金・勤務時間・職務内容

→

6) 困難事例とそれへの対応（結果）

→

## 7. DV 対策全般

### 1) 現段階における DV 対策の現状と課題、問題点とその要因

<どこまで、何が達成されたか。どこに困難があり、その要因は何か>  
予防・相談・一時保護・生活再建・アフターケア・フォローアップ、  
関係機関との連携－警察、児童相談所、社会福祉、医療・保健、司法、教育  
県と市町村、県と国との連携・協力  
財政、法的・制度的問題

→

### 2) 行政と民間、県との連携・協力－現状と課題、今後の展望

→

### 3) 生活再建支援の方向性

→

ご協力ありがとうございました。

2011.2

厚生労働科研費調査「DV 対策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究」  
民間団体質問項目

I 県の状況

1. 県・市における行政による DV 対策の評価
  - 予防・相談・緊急一時保護・生活再建
  - DV センター
  - 市町村の対応状況
2. 行政と民間との連携・協力・財政援助・事業委託の状況
2. 警察の対応
3. 児童相談所の対応と民間団体との連携の状況
4. 学校・教育委員会・医療機関など関係諸機関の対応と民間団体との連携
5. 民間による支援の特徴・優位性についての考え方

II 民間団体の組織運営と支援活動

1. 運営組織と財政（総会資料などがございましたら、いただけますでしょうか）
2. 被害者支援サービスの内容
3. 多様な被害者への支援とそこでの困難、最近の特徴
4. 生保対応の現状
5. 就労支援
6. 保護命令支援
7. 児童虐待・高齢者虐待対応との連携状況
8. スタッフのケア、育成
9. DV 対策など、女性支援の課題

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））  
分担研究報告書

DV 被害者の生活再建システムの体系化に関する研究

研究分担者 湯澤 直美 立教大学

研究分担者 堀 千鶴子 城西国際大学

研究要旨

本研究は、DV を中心に女性に対する暴力被害者の生活再建築の現状と課題を明らかにし、DV 被害者の生活再建システムの体系化の効果的展開に資する政策提言を行うことを目的としている。そのため平成 22 年度の研究は、中核的配偶者暴力相談支援センター機能を有するとともに、一時保護所を併設しており、各都道府県における DV 被害者支援の中心的存在となっている婦人相談所の「事業概要」を収集し、分析することから、相談支援体制に関する現状を明らかにした。

A. 研究目的

本研究は、DV を中心に女性に対する暴力被害者の生活再建築の現状と課題を明らかにし、DV 被害者の生活再建システムの体系化の効果的展開に資する政策提言を行うことを目的としている。

そのために平成 22 年度の研究では、婦人相談所の事業概要を収集し、分析することから、支援体制に関する現状を明らかにした。婦人相談所は、中核的配偶者暴力相談支援センター機能を有するとともに、一時保護所を併設しており、各都道府県における DV 被害者支援の中心的存在となっている。「婦人相談所事業概要（以下、事業概要と略）」は、各機関の基礎資料であり、記載事項は、概ね、(i) 業務実施形態に関する項目、(ii) 相談、事業実績に関する項目に大別できる。今年度の研究においては、相談支援体制に関する現状を明らかにするために、主に (i) 業務実施形態に関する項目に着目した。

B. 研究方法

上記目的達成のため、平成 22 年度は、全国 47ヶ所の婦人相談所に「平成 22 年度版事業概要（平成 21 年度実績）」の送付を依頼し、44ヶ所の事業概要を収集した。なお、事業概要を作成していない都道府県（1ヶ所）からは、パンフレット及び統計資料の抜粋が送付された。

（倫理面への配慮）

「婦人相談所事業概要」は、既に公刊された行政資料ではあるが、住所や相談電話以外の連絡先などについての秘密保持や、データは調査研究以外では使用しないことを約束した。また、収集したデータは、細心の注意を払い管理している。

## C. 研究結果：婦人相談所事業概要調査

### —相談支援体制を中心に

#### (1) 婦人相談所設置状況

まず、各都道府県における婦人相談所の設置状況である。婦人相談所は、各都道府県に必置であるが、近年、他組織との統合傾向がみられる。全国 47ヶ所の婦人相談所のうち、「こども家庭福祉」など児童福祉と統合されているのは 6ヶ所、「子ども・障害」福祉と統合されているのは 2ヶ所、「(総合)福祉」センター（相談所）として設置されているのは 6ヶ所、計 14ヶ所が婦人相談所単独ではなく、他分野と統合されたセンターとして設置されている。なお名称についても、「婦人相談所」「女性相談所」「女性相談センター」「こども家庭相談センター」「福祉相談センター」など多様であるが、本稿では、法的名称である「婦人相談所」を使用している。

#### (2) 事業概要記載事項

婦人相談所事業概要是、各都道府県が独自の様式で作成しているため、項目や統計などは統一されていない。記載事項も多様である。記載内容は、概ね、(i) 業務実施形態に関する項目 (A 沿革・組織・職員構成など、B 業務内容、C 電話相談・来所相談・専門相談 (法律相談など) の実施日、実施時間、実施方法など、D 一時保護定員、など)、(ii) 相談、事業実績に関する項目 (E 相談件数 (電話、来所、巡回など)、F 相談内容 (主訴、年齢、相談経路など)、G 一時保護実績 (一時保護利用者数、一時保護期間、主訴、年齢、同伴児の年齢、退所先など)、H 保護命令関係、など) に大別できる。しかし、上述したように、項目や

統計の記載方法は、様々であり、記載されていないものも多い。

本研究において取り上げた、職員数 (表 1) については、事業概要が収集できた 44ヶ所の婦人相談所のうち、記載があったのは 38ヶ所であり、6ヶ所については記載がない。さらに、電話相談実施体制 (表 1) についての記載は 29ヶ所であり、15ヶ所が未記載であった。表 3 に挙げた相談形態別実績は、7ヶ所が不明であった。また、相談実績統計については、婦人相談所以外で受け付けた相談件数を加えている地域もある。本研究では、婦人相談所実績の把握を目的としているため、当該婦人相談所における受付件数を対象としたが、婦人相談所以外に配置されている婦人相談員の受付件数、市や福祉事務所などの受付件数を加えるなど統計の取り方は多様であった。一時保護定員数 (表 4) は、20ヶ所の事業概要に未記載であった。表 5 にみられるように一時保護利用者数の未記載は無かつたが、同伴児・者数については、4ヶ所が未記載であった。ただし、外国籍の利用者については記載が少なく、記載があったのは 14ヶ所に過ぎなかった。

#### (3) 職員体制

資料に記載があった 38ヶ所の婦人相談所における職員数 (表 1) は、最多 73名、最小 11名であり、その差は著しい。中でも職員数 19名以内の相談所が最も多く 12ヶ所、20名から 29名の相談機関が 11ヶ所であり、両者で 6割を占めている。さらに常勤・非常勤職員数を比較すると、記載があった 34ヶ所の相談機関のうち、非常勤職員数より常勤職員数が多い機関は 3ヶ所のみ

であった。婦人相談所の多くは、非常勤職員に支えられている。

職員数の少なさは、一時保護定員数にも影響を及ぼしていることがうかがえる。例えば、職員数 19 名以内の一時保護所は、すべて一時保護定員 10 名以内であった。

また、職員の配置・職名についても地域によって異なっている。一例として、近年、重要視されている心理職配置について挙げたい。従来から婦人相談所では、心理学的・職能的判定を行う職員配置がなされている。職員配置について記載があった 38 ヶ所のうち、常勤の心理職配置があるのは 16 ヶ所であった。それらは判定を司る「心理判定員」として配置されている。一方、非常勤配置は 20 ヶ所あった。そのうち「心理判定員」配置は 7 ヶ所であり、それ以外は「心理カウンセラー」「心理療法士」「心理相談員」など、心理ケアを担当する職員配置となっている。これらの名称は、地域によって様々であった。従来からの心理判定員は常勤配置されているが、心理ケア担当は非常勤であることが多い。なお、常勤・非常勤両方の職員が配置されているのは 4 ヶ所に過ぎない。このように職員配置・職名についても、地域間による相違が大きい。

#### (4) 電話相談実施体制

後述する相談形態にみるように、現在、電話相談の受付件数は、非常に多く、電話相談は重要な相談形態の一つである。しかし、表 2 にみられるように各婦人相談所の電話相談実施時間は多様であった。記載がある 29 ヶ所のうち、夜間の電話相談を実施していないのは 4 ヶ所であったが、週 1 日、ないし 2 日だけ実施の機関もある。さらに

「平日のみ」対応は、11 ヶ所であった。24 時間対応をしている機関は 2 ヶ所、土日祝日のみ 24 時間対応している機関は 1 ヶ所であった。24 時間対応以外で、夜間電話相談の対応時間は、概ね 20 時から 22 時の間であった。

#### (5) 相談形態別実績

表 3 にあるように平成 21 年度における各相談所の相談受付件数（実数）は、最多 21,534 件、最小 651 件であり、地域間の格差が大きい。さらに詳細にみると、1000 件台が 16 ヶ所、次いで 2000 件台が 8 ヶ所である。1000 件未満は、4 ヶ所となっている。

相談の形態としては、来所相談、電話相談、手紙・メールによる相談、出張（巡回）相談が実施されていた。手紙・メールによる相談形態は、最近の傾向である。

相談形態の内訳について記載があった 37 ヶ所の中では、圧倒的に電話相談の割合が高く、4 割台が 1 ヶ所あるが、6 割台が 3 ヶ所、7 割台が 7 ヶ所、残りの 26 ヶ所は 8 割ないし 9 割を占めている。このように電話相談は重要な相談形態となっている。

一方で、一時保護などにつながる、より専門的な相談である来所相談受付件数（実数）は、最多件数 1288 件、最小件数 62 件であった。これらについても、地域差が大きいことがうかがえる。

#### (6) 一時保護定員数・利用者

表 4 にあるように、婦人相談所に併設されている一時保護所の定員数の記載があったのは、24 ヶ所であり、未記載（20 ヶ所）が多い。定員数について記載のあった相談所のうち、最も多いのは定員数「6~10 名」

であり 11ヶ所、次いで「11名～20名」が 8ヶ所、「21名～30名」が 4ヶ所であった。最も少いのは「5名以内」1ヶ所であった。実際の最小定員数は 5名、最大定員数は 30名であった。一時保護定員数についても、地域間のばらつきが大きい。

他方、平成 21 年度の一時保護利用者数（同伴児・者は含まない）（実数）は、最大 1610 名、最小 4 名であった。こちらの格差も大きい。さらにみると、利用者数 51 名から 100 名の一時保護所は、17ヶ所あり、最も多い。次いで、50 名以内の保護所が 11ヶ所、101 名から 200 名が 9ヶ所、201 名から 300 名が 2ヶ所、301 名から 400 名が 2ヶ所、400 名台、500 名台、1000 名台がそれぞれ 1ヶ所と続いている。

外国籍女性の一時保護利用者数（実数）（表 6）については、記載のある事業概要是少なく、14ヶ所に過ぎなかった。利用者の最多は 93 名、最小は 1 名であり、その差は大きい。なお、外国籍女性の同伴児・者についての記載は、さらに少なく 5ヶ所のみであった。

#### D. 考察

上記にみてきたような各婦人相談所事業概要のデータより、以下のような点が課題としてあげられる。

i 婦人相談所においては非常勤職員数が多く、支援に関する専門性の蓄積へ課題がある。これらは、支援者養成・研修や専門性、労働環境・待遇に関する課題もある。

ii 職員数の少なさは、相談所における一時保護定員・利用者数や、相談体制のあ

り方に繋がる課題である。

iii 電話相談の実施体制は、各地域によって多様であり、夜間を含めた相談体制充実の検討が必要である。

iv 来所相談など相談受付件数の地域間格差が、何故生じているのか、その要因の詳細な検討は、相談体制のあり方につながる今後の課題である。

v 婦人相談所及び一時保護所の規模・体制については地域差が大きく、地域間の生じないナショナルミニマムという観点からの検討が必要である。

vi 婦人相談所の事業概要は、事業に関する重要な基礎資料であり、今回取り上げたような基本項目について全都道府県で統一的な様式に沿って集計、記載することは、事業実績を明らかし、果たしている役割の周知のためにも必要な課題である。

このように本調査では、DV 被害者の生活再建システムの中核である婦人相談所の相談支援体制について明らかにすることを目的とした。さらに詳細な、婦人相談所における相談・事業実態の明確化は、今後の課題である。

#### E. 結論

婦人相談所事業概要調査から、被害者に対する相談支援体制の整備は一定程度進展したが、自治体の財政難や、運営体制・方針の相違などから、地域間格差は大きく、被害者のニーズに即した実効性ある支援体制がナショナルミニマムとして整備されているとはいえない。今後、ナショナルミニマムという観点から、モデル的な相談支援システムの構築を検討したい。

表1 婦人相談所職員数

職員合計	常勤職員 数	うち非常勤 職員数
73名	34名	39
72名	27名	45
69名	24名	45
68名	32名	非常勤嘱託 36名
62名	39名	23名
51名	22名	29
48名	20名	28名
47名	不明	不明
46名	19	27名
40名	不明	不明
36名	14	22名
35名	14	21
35名	11	24名
31名	14	17名
30名	5	25名
29名	5	嘱託 24
29名	12	17
28名	12	16名
28名	11	17
25名	5	20
24名	11	13名
24名	13	嘱託 11人
23名	不明	不明
22名	6	16
20名	6	14
20名	14	6名
19名	8	11名
17名	7	10名

17名	8	9名
17名	8	9名
17名	不明	不明
15名	6	9名
15名	7	8名
13名	8	5名
12名	4	8名
11名	4	7
11名	3	8
11名	1	10名

注:複合組織の場合、他部署(児童相談所、障害者更生相談所など)の職員については除外した。

出典:表1～表6は、すべて各「婦人相談所事業概要」平成22年度版より作成

表2 婦人相談所電話相談実施体制

	電話相談実施日時	夜間電話相談(18時以降)	土日祝祭年末年始休みあり
1	24時間無休	有り 無休	無し
2	月から金 9:00～17:15(年末年始除く) 平日夜間 17:15～24:00 土日祝 9:00～24:00(年末年始除く)	有り 平日夜間 24:00まで 土日祝 24:00まで	有り
3	8:30～22:00	有り 22:00まで	有り
4	8:30～17:15(土日祝日年末年始休み) DV相談 8:30～22:00まで	有り 22:00まで	有り
5	9:00～17:15(祝日年末年始除く) 平日夜間 18:00～22:00 土日祝 9:00～20:00(年末年始除く)	有り 平日 22:00まで 土日祝 20:00まで	有り
6	女性電話相談 8:30～17:15 DV電話相談 平日 8:00～22:00 DV電話相談 土日祝 9:00～22:00(年末年始除く)	有り 毎日 22:00まで	有り

7	月から金 9:00～21:30(年末年始除く) 土日祝 9:00～21:30(年末年始休み)	有り 平日・土日祝 21:30まで	有り
8	月から金 8:30～21:00(年末年始除く) 土日祝日 9:00～18:00(年末年始除く)	有り 平日 21:00まで	有り
9	毎日 9:00～21:00	有り 毎日 21:00まで	無し
10	9:00～21:00(祝日年末年始除く)	有り 平日 21:00まで	有り
11	月から金 9:00～21:00(年末年始除く) 土日祝 9:00～17:00(年末年始除く)	有り 平日 21:00まで	有り
12	月から金 開始不明～21:00	有り 平日 21:00まで	有り
13	毎日 17:00～21:00 休日 13:00～21:00(年中無休)	有り 每日 21:00まで	無し
14	月から金 9:00～17:00 DV相談 21:00まで(緊急の場合のみ 24時間)	有り DV相談のみ 21:00まで	無し
15	月から金 9:00～20:30(祝日年末年始除く) 土日 9:00～15:00(祝日年末年始除く)	有り 平日 20:30まで	有り
16	月から土 9:30～20:30(年末年始除く) 日祝日 9:30～17:00(年末年始除く)	有り 月から土 20:30まで	有り
17	9:00～20:00(祝日年末年始除く)	有り 毎日 20:00まで	有り
18	月から金 9:00～20:00(祝日年末年始除く) 土日祝日年末年始休み	有り 平日 20:00まで	有り
19	平日 9:00～20:00 土日祝日 13:00～17:00	有り 平日 20:00まで	有り

20	月～金9:00～20:00)年末年始除く 土日祝日20:00～9:00)年末年始除く	有り 平日 20時、土日祝日朝まで	有り
21	月・水・金 9:00～16:00 火・木 9:00～20:00(年末年始除く)	有り 火・木 20:00まで	有り
22	月から金 10:15～20:00(年末年始除く) 土日祝日 10:00～17:00(年末年始除く)	有り 平日 20:00まで	有り
23	9:00～20:00	有り 20:00まで	不明
24	月から水・金 8:30～17:00 木 8:30～20:00(祝日年末年始除く) 日 9:00～15:00(土祝年末年始除く)	有り 木のみ 20:00まで	有り
25	月から金 8:30～17:15(年末年始祝祭日除く)	無し	有り
26	月から金 8:30～17:15(祝日年末年始除く) 土日祝日年末年始休み(女性夜間ダイヤルが対応)	有り 女性夜間ダイヤルが対応	有り
27	月から金 8:30～18:00(年末年始除く) 土日祝日 8:30～17:00(年末年始除く)	無し	有り
28	8:30～17:00(祝休日年末年始除く) 土日 8:30～17:00(祝日年末年始除く)	無し	有り
29	8:30～17:15(土日祝日年末年始休み)	無し	有り

表4 平成21年度 一時保護所定員数

定員数	5名以内	6名～10名	11名～20名	21名～30名	不明
一時保護所数	1	11	8	4	20

表5 平成21年度一時保護利用者数(実数)

本人	同伴児・者
1610(726)	633(329)
562(379)	438
423	392
369(133)	412(284)
352(182)	291(198)
299(39)	207
265(120)	217(133)
195	208
172(34)	179(42)
136	92
127(17)	117(17)
120	139
118(29)	85(27)
106	100
103	81
101	87
100	—
96	94
95	38
91	73
84	104
82(13)	45(12)
81(13)	81
79	73
77	—
74	39
65	49
59	60
58	2
57	82
57	45
55(6)	51(7)

53	34
50	43
48	—
48	37
46	47
42	24
42(5)	43(4)
37	39
34	35
31	—
30	31
4	29

注: ( )内は、一時保護委託件数である。

:—は、未記載である。

表6 平成21年度一時保護利用者数(外国籍)(実数)

本人	同伴児・ 者
93	110
67	94
46	—
34	—
20	22
20	—
18	—
15	—
12	17
11	—
7	—
6	—
4	2
1	—

注: —は、未記載である。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））  
分担研究報告書

外国人被害者支援の現状分析と支援モデルの構築に関する研究

研究分担者 吉田 容子 立命館大学法科大学院教授  
研究分担者 斎藤 百合子 明治学院大学准教授

**研究要旨**

本研究は、DV や人身取引などの暴力被害を受ける女性のうち特に外国人女性をとりあげ、外国人女性がもつ脆弱性とその女性達への支援策の現状と課題を明らかにし、外国人女性暴力被害者への支援策の体系化とその効果的展開に資する政策提言を行うことを目的としている。そのため平成 22 年度の研究は、民間シェルターにおける利用者アンケート（外国籍利用者に関する調査表作成および結果分析）、外国人集住型自治体および外国人分散居住型自治体における施策とその実施状況についてのヒアリング、多文化ソーシャルワーカーに関する文献調査・ヒアリングなどを実施し、これらを検討・分析することによって、外国人女性暴力被害者への支援の現状と課題を明らかにした。

**A. 研究目的**

**1. 本研究が対象とする女性の範囲**

本研究は「外国人被害者（女性）」に対する有効な支援の在り方を探るものである。ここに「外国人被害者」とは、被害者を国籍で限定する（日本国籍を有しない者に限定する）趣旨ではない。たとえ現在は日本国籍を有しているとしても、外国籍から日本国籍に帰化した女性、父母の婚姻や父の認知などによって日本国籍を取得した女性（いわゆる新日系人）などの中には、言語や文化・生活習慣、経済力、親族・友人の存在など、様々な面で困難を抱え、支援を要する女性がいる。また、長年日本国内で生活している女性であっても、日本以外の言語・生活習慣・文化などを持つコミュニティに帰属してきたため、そのコミュニティ外で同様の困難に直面し、支援を要す

る女性もいる。本研究は、これらの女性に対する支援をも含めたものである。

即ち、本研究でいう「外国人被害者」とは、第一に「外国の言語、文化、生活習慣の中で育ち、日本社会の中で経済力や人的・社会的資源など様々な面で困難を抱え、支援を要する女性」をさす。

また、日本には東南アジアや旧東欧諸国などから相当数の人身取引被害者が送り込まれているところ、人身取引は極めて重大な人権侵害であり、政府のみならず自治体においても被害者への有効な支援に取り組む必要がある。さらに、たとえ人身取引には該当しないと判断される場合であっても、搾取的な形態で日本に連れてこられたり、日本到着後に何らかの搾取あるいは搾取的取り扱いを受けている女性も相当数いるものと考えられ、これらの女性に対する有効

な支援も必要である。そこで、本研究でいう「外国人被害者」とは、第二に、「人身取引やその他の搾取的形態で日本に連れてこられた女性」も含む。

## 2、「外国人女性」の状況

(1) 法務省入国管理局によれば、2009年12月末現在の外国人登録者数は約219万人、うち女性は約118万人（54%）である。在留資格別では「一般永住者」約53万人、「日本人の配偶者等」約22万人、「定住者」約22万人等である。2009年の国籍別・男女別統計では、上位の中国と韓国・朝鮮では、全体に占める女性の割合がそれぞれ58%、

54%と、女性が半数を超えている。また、ブラジルやペルーなど南米諸国からの外国人の中での女性の割合は46%、47%である。しかし、東南アジア諸国であるフィリピンとタイは女性割合が高く、それぞれ78%、74%であり、出身地域別の男女比の傾向に差異があることがわかる。さらに、上位1位の中国と第2位の韓国・朝鮮だけで外国人登録者数の43.3%を占めるが、女性数でみれば、中国と韓国・朝鮮の女性は外国人女性の60%を占めている。登録外国人が多い地域は東京、愛知、大阪、神奈川、埼玉、千葉、兵庫と続き、登録地は全国47都道府県に及ぶ。

2009年度 国籍別・男女別登録外国人数

	国名	合計	男	女	女性比
1	中国	680,518	285,548	394,970	58%
2	韓国・朝鮮	578,495	264,296	314,199	54%
3	ブラジル	267,456	145,292	122,164	46%
4	フィリピン	211,716	47,204	164,512	78%
5	ペルー	57,464	30,336	27,128	47%
6	米国	52,149	34,415	17,734	34%
7	タイ	42,686	11,192	31,494	74%
8	ベトナム	41,000	22,439	18,561	45%
9	インドネシア	25,546	16,987	8,559	34%
10	インド	22,858	15,952	6,906	30%
11	英国	16,597	12,019	4,578	28%
	ネパール	15,255	10,779	4,476	29%
12	バングラデシュ	11,162	8,338	2,824	25%
13	カナダ	10,652	7,439	3,213	30%
14	パキスタン	10,295	8,406	1,889	18%
15	オーストラリア	10,265	6,958	3,307	32%

出典) 法務省入国管理局